



医政地発0831第1号
令和3年8月31日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

ドクターヘリに関するインシデント・アクシデント情報の報告について

ドクターヘリ（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）第5条第1項に規定する病院の使用する救急医療用ヘリコプター（同法第2条に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。）であって救助を業務とするものをいう。以下同じ。）の安全運航のための取組については、これまで「航空法施行規則第176条の改正に伴うドクターヘリの運航について（通知）」（平成25年11月29日付け医政指発1129第1号厚生労働省医政局指導課長通知）及び「ドクターヘリの安全運航のための取組について」（平成30年7月25日付け医政地発0725第3号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知。以下「平成30年7月25日通知」という。）により適切な取組をお願いしてきたところである。今般、ドクターヘリに関するインシデント・アクシデント情報の報告について、下記のとおりまとめたので、貴職においてはその内容について御了知いただくとともに、本通知の趣旨をドクターヘリ基地病院へ周知いただくようお願いする。

記

インシデント・アクシデント情報の報告については、平成30年7月25日通知の別添「ドクターヘリの安全運航のための取組について」においてお示したところである。

今般、「ドクターヘリの安全運航のための取組について」の「5. インシデント・アクシデント情報の報告について」における「ドクターヘリのインシデント・アクシデント情報の収集分析を行う学会等」として、令和3年度から厚生労働省が実施する「ドクターヘリ症例データ収集調査分析事業」の委託事業者（以下「事業実施者」という。）を位置付けることとしたため、ドクターヘリに関するインシデント・アクシデント発生時には、事業実施者に対し、事業実施者が定める報告様式に従って、インシデント・アクシデント情報の報告を

行っていただくようお願いする。

なお、令和3年度の事業実施者、連絡先及び報告用 Web ページは以下のとおりである。また、事業実施者が定める報告様式は、以下に記載の報告用 Web ページを参照されたい。

- ・事業実施者：日本航空医療学会
- ・連絡先：03-3384-8042
- ・報告用 Web ページ（インシデント・アクシデントレジストリ (JSAS-I)）：
https://www.jsas-hems.jp/dHeliWeb/DrHeliWebApp_IA/public/

令和4年度以降の事業実施者及びその連絡先については、事業実施者が決定し次第、追って周知する。

以上